令和4年矢板市議会定例会 第380回定例会議

# 提出議案説明書

令和4年9月

矢 板 市

# 提出議案説明書

令和4年矢板市議会定例会第380回定例会議に提出いたしました議案について、 提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、補正予算5件、決算の認定7件、条例の制定1件、条例の一部改正7件、人事案件3件及びその他2件の計25件であります。

議案第1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算(第4号)については、歳入歳 出にそれぞれ1億6,080万円を追加計上し、予算総額を144億2,850万 円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

総務費におきましては、庁舎管理整備費、企画調整費、地域安全活動推進事業等 に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、生活困窮者自立支援事業、国民健康保険特別会計繰出金、 介護保険特別会計繰出金等に係る経費を追加計上いたしました。

衛生費におきましては、予防費に係る経費を追加計上いたしました。

農林水産業費におきましては、日本型直接支払事業に係る経費を追加計上し、新 山村振興対策事業に係る経費を減額いたしました。

商工費におきましては、工業振興費に係る経費を追加計上いたしました。

土木費におきましては、市道維持管理費、市道舗装修繕費、認定外道路整備事業 等に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、小・中学校一般管理費、社会教育振興費、公民館費等に 係る経費を追加計上いたしました。 また、職員給与費等につきましても、4月の人事異動による過不足の調整及び令和3年人事院勧告に伴う期末手当の減額を行ったほか、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に係る社会保険料の共済組合負担金への移行について調整を行いました。

以上が歳出補正予算の概要でありますが、これらに係る財源につきましては、国 庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入及び市債を追加計上いたしました。 あわせまして、地方債につきましても、所要の補正をしようとするものでありま す。

議案第2号 令和4年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第1号)については、 歳入歳出にそれぞれ1億6,493万6千円を追加計上し、予算総額を32億 5,173万6千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金及び繰越金を追加計上し、国庫支出金、支払基金交付金及び県 支出金を減額いたしまして、歳出には、総務費及び基金積立金を追加計上し、地域 支援事業費を減額いたしました。

議案第3号 令和4年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出にそれぞれ8,762万8千円を追加計上し、予算総額を37億2,422万8千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金及び繰越金を追加計上いたしまして、歳出には、総務費、積立 金及び諸支出金を追加計上し、保健事業費を減額いたしました。

議案第4号 令和4年度矢板市水道事業会計補正予算(第1号)については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を920万円増額し、水道事業

費用総額を7億2,620万円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費を20万円減額し、資本的支出総額を5億3,980万円に補正しようとするものであります。

議案第5号 令和4年度矢板市下水道事業会計補正予算(第1号)については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を120万円増額し、下水道事業費用総額を6億8、170万円に補正しようとするものであります。

議案第6号から議案第12号までの7議案については、令和3年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに各公営企業会計の決算の認定についてであり、法の定めるところにより、監査委員の意見を付けて、それぞれ議会の認定に付するものであります。

### 参 考 地方自治法(抜粋)

(決算)

第233条 第1項及び第2項省略

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を 監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さな ければならない。
- 4 省略
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに 当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書 類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。 以下省略

参 考 地方公営企業法(抜粋)

(決算)

第30条 第1項から第3項まで省略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、 監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後にお いて最初に招集される定例会である議会の認定(カッコ内省略)に付さなけれ ばならない。

以下省略

議案第13号 矢板市犯罪被害者等支援条例の制定については、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るために必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第14号 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施 行されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものでありま す。

議案第15号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、人事院規則の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 矢板市立学校の設置に関する条例及び矢板市立学校給食共同調理 場設置条例の一部改正については、令和5年3月31日で矢板市立川崎小学校及び 泉中学校が閉校になることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する ものであります。

議案第18号 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正については、矢板市立泉中学校の閉校により体育館及びグラウンドを体育施設に用途変更することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止 に関する条例の一部改正については、不適切な土砂等の埋立てを防ぐため、規制を 見直すことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号 教育委員会教育長の任命同意については、本市教育委員会教育 長であります村上雅之氏が、令和4年9月30日をもって任期が満了となります が、後任の教育長に同氏を再任することを最も適当と認め、その任命について、 法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

> 参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋) (任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第22号 教育委員会委員の任命同意については、本市教育委員会委員であります池田光代氏が、令和4年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋) (任命)

# 第4条 第1項省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、 議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります齋藤兆正氏が、令和4年12月31日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市 小川安彦氏をその候補者として推薦することを最も適当と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法(抜粋) (委員の推薦及び委嘱) 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 省略
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第24号 令和3年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和3年度矢板市水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

#### 参 考 地方公営企業法(抜粋)

(剰余金の処分等)

第32条 第1項省略

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の 定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。 以下省略

議案第25号 令和3年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和3年度矢板市下水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法(抜粋)省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。 何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。